

岩手県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定をする。

平成30年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 保安林の所在場所 陸前高田市気仙町字砂盛176の1、178の2、178の11、176の12地先（次の図に示す部分に限る。）、178の3地先（次の図に示す部分に限る。）、高田町字古川51の2から51の4まで、51の14、51の15、51の27
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - （1）立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。